

<今月のトピックス>

・4月より、育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変更へ

<今月のQ&A>

・「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん)を受ける制度について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

= 本年4月より、育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変更へ =

4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります。保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことの証明書類について

これまで ⇒ 市区町村の発行する入所保留通知書等により確認

2025年4月以降 ⇒ 上記に加え、保育所等の利用申し込みが、**速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要**

⇒ **延長要件・必要書類が変更**になります。



育児休業給付金の支給対象期間延長要件 下記項目のすべてを満たす必要があります。

☑ あらかじめ市区町村に対して、保育利用の申込を行っていること

⇒ 入所申込年月日が子が1歳に達する日(※)(=誕生日の前日)までの日付になっていること

注意)1歳6ヶ月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日(※)」を「子が1歳6ヶ月に達する日」に読み替えてください

☑ **速やかな職場復帰のために**保育所等における保育の利用を希望しているものであることを

公共職業安定所長が認めること

⇒ ① 原則として、入所希望日が子が1歳に達する日(※)の翌日以前の日を入所希望日として入所申込をしていること

② 申し込んだ保育所等が**合理的な理由なく、自宅から片道30分以上要する施設のみとなっていないこと**

③ 保育利用申込にあたり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと

☑ 子が1歳に達する日(※)の翌日時点で、保育所等の利用ができる見込みがないこと

⇒ 市区町村が発行する通知書の発行年月日が子が1歳に達する日の翌日の2ヶ月前の日以後の日付となっていること

(4月入所申込の場合は3ヶ月前)

必要書類

① 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

② 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

③ 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知(入所保留通知書、入所不承諾通知書など)



= 「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん)を受ける制度があります =

くるみん認定を受けると、企業にとってメリットがあると聞きましたが、どのようなものになりますか？



1

こどもが健やかに生まれ、育成される環境整備に取り組む企業が一般事業主行動計画に定めた目標を達成した場合は、申請することにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。

認定を受けると、くるみんマークを、商品、広告、名刺などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。

くるみん認定を既に受け、高い水準で

取組みを行っている企業は、**プラチナ**

くるみん認定を受けることも可能です。



2

認定を受けるためには、どのような手続きが必要でしょうか。



3

4 認定の流れは右図のとおりです。

常時101人以上の事業主は、法令により一般事業主行動計画を策定する義務があります。くるみん認定を目指す場合はその認定基準に満たした行動計画を策定・公表・実施し、くるみん認定申請となります。

STEP1 自社の現状と労働者のニーズの把握

STEP2 行動計画の策定と公表・社内周知

STEP3 行動計画の届出

STEP4 行動計画の実施

STEP5 くるみん認定申請

くるみん認定を受けると、他にも有利なことがありますね。



5

中小企業向け賃上げ促進税制では、くるみん認定を取得することで、税額控除が上乘せされます。2025年は、育児介護休業法の大幅な改正が2回予定されており、中小企業にも柔軟な働き方への対応が盛り込まれます。それに伴い、くるみんの認定基準も一部変更になる予定(男性育児休業取得率30%以上引上げ、有期雇用労働者の育休取得率75%以上の追加等)ですが、くるみん認定を取得することで、企業ブランドイメージの向上、人材の獲得に向けての競争力強化にもつながりますので、くるみん認定の申請を検討されてはいかがでしょうか。



6

「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 労務チーム 友田美津子

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp



←バックナンバーはこちら
からご覧いただけます

作成日: 2024.12.22



イラスト協力: WANPUG